

【改正点】

○ 主な改正点は下記のとおり

「市長」を「所長」に改める

「施設整備納付金」を「加入金」に改める

第2章

第4節 表2. 4. 2中

- ・自動製氷機は、器具給水負荷単位表専用住宅「0」を「0. 5」に改める
- ・ミストサウナは、器具給水負荷単位表専用住宅及びその他「0」を「0. 5」に改める
- ・注8を注6に置き換える
- ・注9を注8に改める
- ・注10を注9に改める
- ・注11を注10に改める
- ・注12を注11に改める

第7節 1（7）「黄色」を「水色」に改める

第7節 3（1）「及び配水管までの延長が長い場合」を追記

第7節 7（5）全文を追記

第4章

第1節 基準事項10 「管末から2m以上」を「管末から50cm以上」に改める

第1節 2（6）2m以上の適当な間隔を50cm以上の間隔に改める

第3節（1）ア 40mm以下の止水栓-----「0. 5m以上」を追記
50mm以上の仕切弁-----「1m以上」を追記

第3節 エ（イ）「口径が50mm以上の」「仕切弁（ソフトシール）」を追記

第3節 エ（オ）「口径が50mm以上のとき」を追記

第3節 エ（カ）「口径が50mm以上の」を追記

第4節 2 2 「又は道路境界付近」を追記

第4節 3（ア）図中「HIメタル入りバルソケ」を「HIメタルナット付きバルソケ」に改める

第5節 5 「ソフトシール仕切弁」、「同種」、「原則道路内集水桝へ接続」を追記

第5章

第2節 2 「工事の施行上やむを得ない場合のほか、」を削除

第12章

第2節 1（4）ア「に記名押印されたもの」を追記

第2節 1（4）イ「に記名押印されたもの」を追記

第2節 1（4）ウ 全文を追記

第5節（1）キ 「1給水装置工事として申し込むものとし、1工事分を徴収する。
なお、引込替えを伴う撤去工事については、分岐新設工事に含まれるものとする」に改める